

## 千葉県公告第19号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、千葉都市計画道路の変更の案を縦覧します。

なお、当該都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに千葉市に意見書を提出することができます。

令和5年1月10日

千葉市長 神谷俊一

### 1 都市計画の種類及び名称

千葉都市計画道路 3・3・22号 大膳野町誉田町線

### 2 都市計画を定める土地の位置及び区域

(1) 変更により新たに道路区域となる土地の区域

千葉市緑区誉田町一丁目の一部の区域

(2) 変更により道路区域から除く土地の区域

千葉市緑区誉田町一丁目、二丁目及び高田町の各一部の区域

### 3 縦覧期間

令和5年1月10日から令和5年1月24日まで

ただし土・日曜日及び祝日を除く

### 4 縦覧場所

千葉市中央区千葉港2番1号

千葉中央コミュニティセンター3階 都市計画課